

宇部市水道事業管理者の職務代理者に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第九号

沿革 令和五年 年 月 日 管理規程第 四号 第一次改正

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十三条第一項の規定による水道事業管理者の職務を代理する順位は、次に定めるとおりとする。

- 第一順位 副局長
- 第二順位 局次長
- 第三順位 総務企画課長
- 第四順位 財務課長
- 第五順位 営業課長
- 第六順位 上水道整備課長
- 第七順位 浄水課長

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

（宇部市上下水道事業管理者の職務代理に関する規定の廃止）

- 2 宇部市上下水道事業管理者の職務代理に関する規程（平成二十六年管理規程第九号）は、廃止する。

附 則（第一次改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。